

平成 18 年 10 月 23 日

内閣府国民生活局企画課  
個人情報保護推進室 殿

「個人情報保護に関する主な検討課題」に対する意見

全国銀行協会

今般、当協会では、平成 18 年 9 月 25 日付で意見募集が行われました標記検討課題に対する意見を下記のとおりまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

銀行界では、顧客情報の守秘義務の観点から従来から個人情報保護を図ってきたが、平成 17 年 4 月の個人情報保護法の施行を受けて、金融庁のガイドラインをふまえた個人情報の安全管理の強化や、認定個人情報保護団体である全国銀行個人情報保護協議会の設立と個人情報保護指針の策定など、個人情報保護のためにいっそう積極的に取り組んできたところである。

また、銀行業務では、お客さまの個人情報を活用して個々のお客さまのニーズをくみとりながら金融商品・サービスを提供することが求められており、その取り扱う個人情報の「有用性」が生かされている。そうした中で、今後とも、お客さまによりよい金融商品・サービスを提供するために、銀行界としては個人情報の保護と利用の適切なバランスをとることができる法制度を望むものである。

貴室における今後の検討においても、個人情報の保護と利用の適切なバランスについて配慮をお願いしたい。特に、今回の「検討課題」においては、いわゆる「過剰反応」について、法律の誤解から生じた運用の問題が指摘されているが、運用基準が不明確であるため、事業者としては保守的な対応をとらざるを得ない側面もあることに留意いただき、法やその解釈における「有用性」への配慮という視点についても、十分に検討していただきたい。

以下に各論点についての意見を述べる。

1. 「2. 保護の対象と義務の対象」の「(1)個人情報保護法において全ての個人情報を同様に扱うという体系」(2ページ)について

- ・保護の対象をOECDの定義のように広く捉えて一律に扱うのではなく、例えば、一般に公表されている個人情報については、他の情報と比べて提供の制限を緩和するなど、情報の質・重要性に応じた保護のあり方を検討いただきたい。

2. 「3. 事業者等の取組」の「(1)事業者等の全般的な取組について」の「ガイドライン等のあり方について」(3ページ)について

- ・「事業分野ごとのガイドライン等の規定のうち、共通化できるものもあるのではないか」に賛同する。
- ・例えば、類似する「格別の措置」(「政治・宗教団体等に勤務しているという事実」が「機微(センシティブ)情報」に該当するか否かという点など)については、ダブルスタンダードとならないよう、省庁間の調整を図っていただきたい。
- ・また、「委託先の監督」に関して、宅急便約款や運送約款などの標準約款については各分野に共通する事項であるため、法の求める委託先における安全管理措置や責任の明確化が図られるよう、行政レベルでの整理が必要と考えられる。

3. 「3. 事業者等の取組」の「(3)適正・安全な管理について」の「委託先の監督について」(4ページ)について

- ・委託処理の「何らかの透明化」については、アウトソースが一般的である現状において広範かつ多岐にわたる委託先をすべてつまびらかにすることの実現可能性と、事業者に課される守秘義務の観点(セキュリティ等の理由から自分の個人情報が提供される委託先が他人に明らかになることを望まないお客さまもある)から、慎重な検討が必要と考える。

#### 4. 「3. 事業者等の取組」の「(4) 第三者提供の制限について」(4 ページ)

- ・「利用目的や利用者の範囲」については、お客さまの利便性や企業活動の実態に十分配慮した検討をしていただきたい。
- ・例えば、「個人データの取扱いの委託」については、データ処理等のアウトソーシングは現代社会において必要不可欠なものであり、現行制度以上の制限が加わると、柔軟なアウトソースができなくなり、大きく制約された状態で企業活動を行うことになる。
- ・また、「個人データの共同利用」については、個人情報保護の徹底を前提として、金融コングロマリット化等に対応した、お客さま利便の向上に資する規制の見直しも重要な検討課題であろうと考える。すなわち、利用目的に応じたオプトアウト、例えばグループ企業でのダイレクト・マーケティング目的での利用の中止のお申出の受付等を条件に、同一グループ内での個人情報の共同利用に限定して要件を緩和するといった措置も検討可能ではないかと思われる。

#### 5. 「3. 事業者等の取組」の「(5) 消費者等(本人)との関係について」の「事業者が定める利用目的について」(4 ページ)

- ・事業者が利用目的をいったん特定すると、その範囲外の利用のためには変更内容が変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で利用目的を変更する場合でない限り、本人の同意が必要であるが、「相当の関連性」はかなり狭く解釈されており、また、事業者にとって上記の本人の同意を取得することは極めて困難である。
- ・事業者としては、こうした事情も考慮に入れて利用目的を特定せざるを得ないことから、利用目的の変更を柔軟に認めるような制度にしない限り、現状より詳細な利用目的の特定を求めることは難しいのではないかと思われる。

以上